



どんなコースがあるの？

● コースの種類と概要

地域保育 コース

「子ども・子育て支援新制度」によって地域型保育として位置づけられた小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、一時預かりの保育従事者等や、ファミリー・サポート・センターで提供会員として勤務する方向けのコースです。このほか、認定外保育施設の保育従事者や保育所の補助的職員等として勤務する方にもおすすめのコースです。

地域子育て支援 コース

地域子育て支援拠点（公共施設等の身近な場所で子育て中の親子の交流や育児相談、育児に関する情報提供を行う場）や、利用者支援事業（市町村窓口等で利用者支援を実施）で勤務する方向けのコースです。

放課後児童 コース

放課後児童クラブ（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する場）に従事する放課後児童支援員の補助者として、勤務する方向けのコースです。

社会的養護 コース

社会的養護（保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと）における補助的な支援者として、児童養護施設等で勤務する方向けのコースです。

● 研修の体系

分野	事業内容	基本研修	専門研修
地域保育 コース	小規模保育事業 (保育従事者)	定員6～19人の少人数の子どもを対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。	8科目・ 8時間 (共通科目) 11科目・ 14時間 6科目・ 6時間 + 2日 6科目・ 6時間 + 2日 4科目・ 6.5時間
	家庭的保育事業 (家庭的保育補助者)	保育者の居宅やその他の場所等において、少人数（定員5人以下）を対象に、より家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。	
	事業所内保育事業 (保育従事者)	会社の事業所の保育施設等で、その会社の従業員の子どもや地域の子どもの保育を行う事業です。	
	一時預かり事業 (保育従事者)	家族において保育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、保育施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	
	ファミリー・サポート・センター (提供会員)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、その援助を行うことを希望する方とを結びつける事業です。	
地域子育て支援 コース	利用者支援事業・基本型 (専任職員)	子育て家庭のニーズを把握し、さまざまな情報提供や、相談等の支援を行うとともに、地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う事業です。	9科目・ 16時間 + 1日
	利用者支援事業・特定型 (専任職員)	子育て家庭のニーズを把握し、地域の保育施設の情報提供や、相談等の支援を行う事業です。	5科目・ 5.5時間
	地域子育て支援拠点事業 (専任職員)	公共施設等の身近な場所で、子育てについての相談や情報提供、他の援助を行ったり、親子の交流の場を設けたりすることで、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。	6科目・ 6時間
放課後児童 コース	放課後児童クラブ (補助員)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。	6科目・ 9時間
社会的養護 コース	乳児院・児童養護施設等 (補助的職員)	保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行います。	9科目・ 11時間

注1) ■は研修が従事要件となっている事業。 ■は研修の受講が推奨されている事業。上記は主な従事先であり、従事できる事業・施設はこれらに限られません。

注2) 専門研修の「+ 2日」および「+ 1日」とは、見学実習の日数を表しています。

注3) 利用者支援事業・基本型の専門研修には、事前学習（8時間相当）が含まれています。